

1. 学校生活

(1) 始 業 前

- ① 8：00～8：20までに正門を通過し、余裕を持って登校する。
- ② 通学は学校で定められた通学路を利用する。
- ③ 8：30までにカバンは自分の棚に入れ、着席しておく。
※机の横に通学鞆を置いたり掛けたりしない。
- ④ 遅刻して登校した場合は、職員室へ寄り、遅刻カードをもらってから教室へ行く。
- ⑤ 自転車通学及びバス通学は、原則許可された神津小学校区の生徒のみとする。自転車通学者の心得を守ることに。

(2) 朝 の 会

- ① 8：30～8：35の間、朝学活とし、1日の予定を確認する。
- ② 8：35～8：45の間、朝読書を静かに行う。

(3) 授 業 時

- ① チャイム席を守る。
- ② 授業の開始前に、授業の準備をしておく。
- ③ あいさつ時は、きちんと礼をして、元気よく声を出す。
- ④ 移動教室の時は、ゆとりを持って行動する。

(4) 休み時間・給食時

- ① 他教室へは入らず、用事がある時は廊下へ呼び出す。また、他学年の教室棟へは行かない。
- ② 翌日の持ち物等は、授業後すぐに教科担当に聞き、教室の連絡ボードに記入する。
- ③ 給食は準備から片付けまで当番を中心に行い、できるだけ残さない。
- ④ 駐車場及び駐輪場付近や体育館裏、テニスコートなどで遊ぶことは禁止する。

(5) 清 掃 時

- ① 清掃中はウォータークーラーやトイレ、連絡ボード、プリントを取りには行かない。
- ② 与えられた時間、一生懸命に清掃をする。
- ③ 特別清掃区域の生徒は、清掃開始と終了時に、監督の先生にあいさつをする。

(6) 終 礼

- ① 清掃後は、速やかに教室に戻り、終礼開始時のチャイム席を徹底する。
- ② 机の上は、フォーサイト手帳と筆記用具のみとする。
- ③ 「さようなら」の号令後に、カバンを取りに行き、下校の用意をする。

(7) 放 課 後

- ① 終礼後は、それぞれの部活動の活動場所へ行く。また、更衣は決められた場所で行う。
- ② 部活動を欠席する、または遅れる場合は、顧問の先生に自分自身で理由を必ず伝える。

(8) 下 校

- ① 下校時は門で友人を待ったり、話をしたりして居残りをせず、すぐに帰宅する。また、通学路を守る。
- ② 下校途中に飲食や寄り道をしない。
- ③ 部活動生は、下校時刻を厳守する。

(9) そ の 他

- ① 朝、欠席や遅刻をする場合は、保護者を通じて学校へ連絡（Google・電話）をする。
- ② 早退した場合は、家に到着したら必ず学校へ電話をする。（北中学校 072-782-0410）
- ③ 不要物は持ってこない。万が一持ってきてしまった場合は、学級担任に預け、放課後返却してもらう。
- ④ 教科書やノートは、置いて帰らないようにする。
ただし、各教科で許可されたものに関しては、置いておいてもよい。
- ⑤ 正しい言葉遣いを心掛けるようにする。
- ⑥ 来訪者等も含め、誰に対してもあいさつが出来るようにする。
- ⑦ みんなで使用する物は大切に使う。
- ⑧ 朝、先生に用事がある場合は8:10までに職員室に寄る。
- ⑨ 職員室の出入りの際は、入室時は「失礼します、学年・クラス・氏名、用件」を、退出時は「失礼しました」と大きな声で伝える。また、職員室内の物（鍵等）を持っていく場合は、必ず先生の許可を得ること。

(10) 服 装 等

- ① 制服には名札をつける。
- ② 衣替えの移行期間は設けない。ただし、儀式的行事については、1学期始業式、入学式、2学期終業式、3学期始業式、卒業式、修了式は冬服で揃える。1学期終業式、2学期始業式は夏服で揃える。
また、学校行事等に関しても統一した服装で揃える。
- ③ 肌着は、色がすけないものを必ず着用する。華美でないものに限る。
- ④ 夏場の熱中症防止のため、帽子（学校指定のものに限る）や日傘の使用を推奨する。
- ⑤ 防寒着に関しては、必要な時期が近づいた時に別途指示する。
防寒具は手袋・マフラー・ネックウォーマー・セーター・タイツ・レギンス・耳当て・ニット帽とする。
セーターは薄手の無地（ワンポイント可、色は黒・紺）を着用してよい。カーディガン・トレーナーは許可しない。セーターの袖・丈を上着から出さない。
タイツ・レギンスは黒、白、ベージュの無地を着用してもよい。
- ⑥ カバンは、指定された大カバンと家庭で用意したサブバッグを使用する。行事の日はサブバッグで登校してもよい。また、カバンにつけるキーホルダーは1個とし、拳大より小さいサイズとする。
- ⑦ 靴は、ひも付き運動靴（マジックテープ可）を使用する。色は白・黒・紺・グレーがベースとする。
また、靴ひもはアレンジせず、購入時のものを使用する。
靴ひもは、安全上の観点から、必ず結んで着用すること。
- ⑧ 靴下は白・黒・紺・グレーの単色無地のものを着用する。ワンポイントは可とする。
またくるぶしが見えるような短い丈のものは禁止する。
- ⑨ ベルトは黒・焦げ茶色とし、変形・華美なものは避ける。
また、文字が入ったものや華美なものも禁止する。
- ⑩ ピアスの穴をあけたり、アクセサリーの装着は禁止する。
- ⑪ 化粧やアイプチ、カラーコンタクト等は禁止とする。
- ⑫ リップクリームが必要な場合は、薬用で無色・無臭のものを使用する。

(11) 髪 型

- ① 目にかかる場合は、ピンなどで横に留める。ピンは黒ヘアピン・黒パッチンピンとする。
- ② 髪が制服の肩にかかる場合は、頭の後ろで1、2カ所にまとめる。ゴムの色は黒・紺・茶とする。
- ③ 以下のような特殊な髪型は禁止する。
・パーマ ・カール ・極端なツブブロック ・左右非対称（アシンメトリー）等
- ④ 染髪は禁止する。
- ⑤ 整髪料（ワックス・スプレー等）の使用は、禁止する。